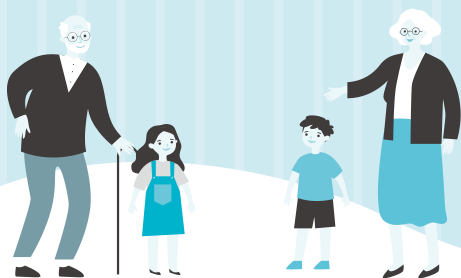


第4次

海南省

人権施策推進行動計画

概要版



かいなん

ふれあいのまち

心豊かな

尊重される

一人ひとりの人権が



Kainan city



1 計画改定の趣旨

本市では、平成18（2006）年に「海南市人権施策推進行動計画（第1次計画）」を策定して以降、これまで同計画の改定版（第2次計画、第3次計画）を策定し、人権に関わる施策を総合的に推進してきました。

しかし、女性や子ども、高齢者、障害のある人への暴力・虐待等をはじめとする人権侵害は依然として残っています。また、職場でのハラスメントやインターネット上での誹謗中傷・プライバシーの侵害等、人権問題は複雑化、多様化しています。

このような背景のもと、様々な人権問題を解決し、一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちの実現を図るため、「第4次海南市人権施策推進行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

- 計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」第5条の規定に基づき策定するものです。また、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」をはじめ、国の人権教育・啓発に関する基本計画、和歌山県の人権施策基本方針等、関連する法律や計画との整合性を図ります。
- 計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

SDGsに参画できる取組を推進しています

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取組を推進しています。

本計画と特に関係が深いSDGs



- 5. ジェンダー[※]平等を実現しよう
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 16. 平和と公正をすべての人に

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

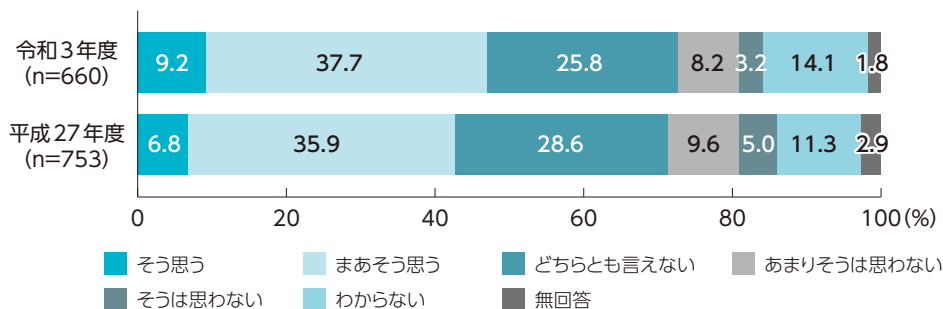


※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

3 市民意識の現状

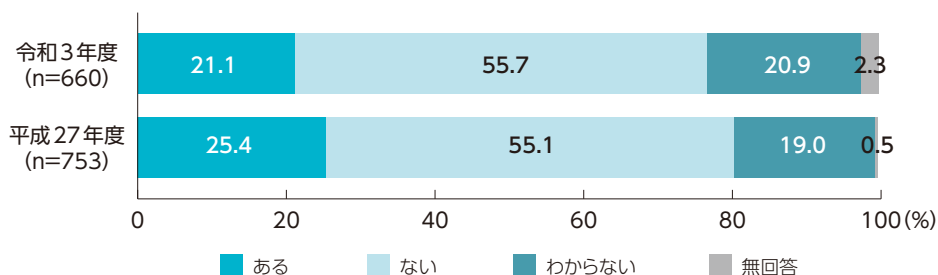
■ 今の海南市では、人権が守られていると思いますか。〈市民意識調査より〉

人権が守られているという意識については、「そう思う」+「まあそう思う」の割合が4割程度になっています。引き続き、この割合を高められるような取組を継続する必要があります。



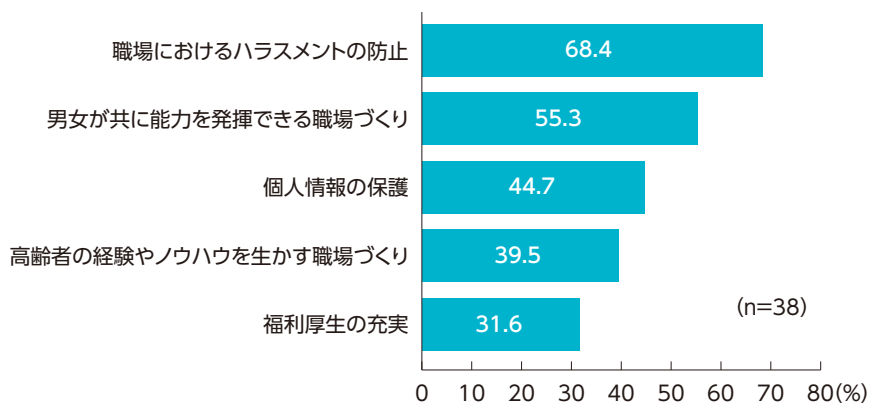
■ これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。〈市民意識調査より〉

人権の侵害について、「ある」の割合が平成27年度の調査と比べて低くなっていることから、引き続き、この割合を低下させられる取組を継続する必要があります。



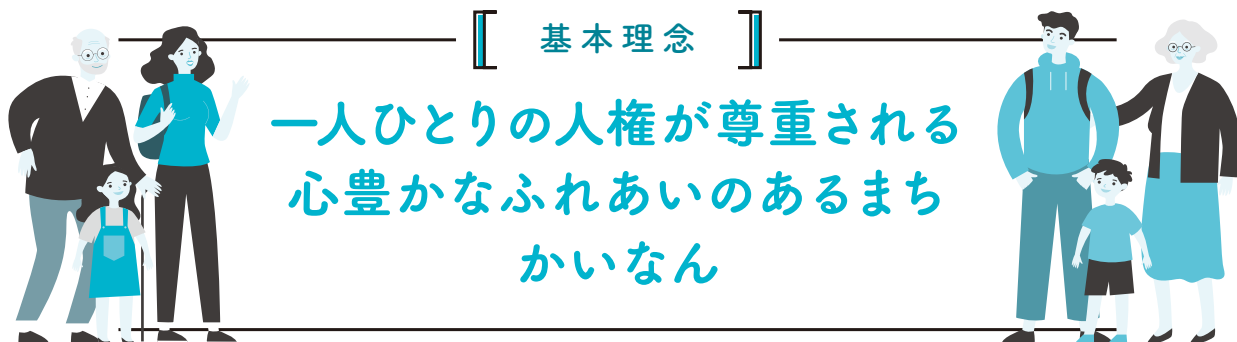
■ 人権に関する事柄で、特に関心があることはどのようなことですか。〈事業所調査より〉

行政や公的な機関から事業所に対して人権に関する啓発を進めることにより、各事業所内での人権感覚・人権意識の醸成を図り、就労環境の向上と性別に関わらず個人の能力が発揮できる職場づくりを促進する必要があります。



4 基本理念と基本的視点

本計画では、これまでの取組をさらに推進するため、第3次計画の基本理念を受け継ぎ、あらゆる人の人権が保障され、尊厳を持って生きることのできる海南市の実現をめざします。



人権が尊重される心豊かな社会を築くために、次の3つの視点を通じた施策を展開します。

基本的視点 1

人権感覚・人権意識の醸成

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育や啓発活動により、人権が擁護されている状態や侵害されている状態を感知する「人権感覚」や、人権感覚を行動に結びつける「人権意識」を醸成することが重要です。

このため、市民が幼少期から生涯にわたって学校や地域等の様々な場で学べるよう、人権啓発や人権教育の推進に努めます。

基本的視点 2

人権侵害を防止する環境づくり

すべての人の人権が尊重できる社会をめざす上で、女性や子どもをはじめとする社会的に弱い立場に置かれやすい人への支援や、高齢者や障害のある人が個性や能力を発揮できる支援を充実する必要があります。また、家庭や職場、地域等、あらゆる場面で人権が守られ、安心して暮らせる社会をつくるには、ソフト・ハード両面からの環境づくりが必要です。

このため、各分野の個別計画の着実な推進やハード・ソフトの両面にわたるまちづくりに努めます。

基本的視点 3

相談・支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権問題に悩んでいる人がひとりで問題を抱えることは、問題の解決につながらないだけでなく、問題がさらに拡大し複雑化する可能性があります。

このため、人権侵害を受けた人等が相談することにより適切な支援につながるよう、国、県、関係機関等との連携を図りながら相談・支援体制を充実するとともに、相談窓口の周知に努めます。

人権施策全般

1-1 人権啓発・教育

学校、家庭、地域、職域等、様々な場を通して、人権教育や人権に関する啓発等に取り組み、お互いの立場を尊重できる環境づくりに努めます。

施策の方向

- (1) 市民への啓発活動
- (2) 人権啓発リーダーの養成
- (3) 地域・学校・企業等における人権学習の推進
- (4) 職員（教職員・市職員）研修の充実

1-2 相談・支援体制

人権相談窓口の広報・周知に努めるとともに、人権に関する相談・支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

施策の方向

- (1) 人権相談窓口の周知と関係機関・団体等との連携強化
- (2) 人権侵害事案への体制強化



2-1 女性

性別にかかわらず、互いの人権を尊重しあい、その個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざします。

施策の方向

- (1) 男女の人権を尊重する意識の向上
- (2) 学校等での男女共同参画学習の推進
- (3) 女性の登用に向けたポジティブ・アクション^{※1}の推進
- (4) 労働環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス^{※2}の実現
- (6) 相談・支援体制の充実
- (7) あらゆる暴力からの保護
- (8) 女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備・促進

2-2 子ども

子どもの置かれている状況や社会の潮流の変化に応じて、子どもの人権の尊重・保護に向けた取り組みを推進し、子どもが健全に育成できる環境づくりをめざします。

施策の方向

- (1) 地域における子どもの人権に関する教育・啓発
- (2) 子どもの健全な成長を促す環境づくり
- (3) 子育て環境の充実
- (4) 子どもの虐待やいじめの防止と相談機能の充実
- (5) 特別支援教育の充実と人権啓発
- (6) 家庭教育の支援
- (7) 貧困家庭の子どもへの支援
- (8) 社会生活を円滑に営むことが困難な子どもの相談・支援体制の充実

2-3 高齢者

高齢者の人権の尊重・保護に向けた取り組みを推進し、高齢者が生きがいを持って安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

施策の方向

- (1) 高齢者福祉・介護サービスの実施
- (2) 健康づくりによる介護予防
- (3) 高齢者の権利擁護の推進
- (4) 防災・防犯対策の充実
- (5) 高齢者の社会参加の促進
- (6) 交流を通じた生きがいづくりの推進

2-4 障害のある人

障害のある人の人権の尊重・保護に向けた取り組みを推進し、障害のある人が自立して個性や能力を十分に発揮しながら安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

施策の方向

- (1) 合理的配慮が行き届いたまちづくり
- (2) スポーツなど交流・参加できる機会づくり
- (3) 障害のある人の自己選択の尊重
- (4) 障害のある人の権利擁護の推進
- (5) 防災・防犯対策の充実
- (6) 就労支援の充実

※1 ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」とも言われる。「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

※2 ワーク・ライフ・バランス：英語の「work-life balance」をカタカナで表記したもの。「仕事と生活の調和」と訳される。仕事、家庭生活、地域生活等、様々な活動について、バランスよく活動できる状態のこと。

2-5 同和問題

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざします。

施策の方向

- (1) 同和問題に関する教育・啓発の推進
- (2) 相談事業の推進

2-6 さまざまな人権

性、人種、民族、文化等に基づく不平等を是正するとともに、あらゆる立場や状況にある人の人権が守られる環境づくりを推進します。

施策の方向

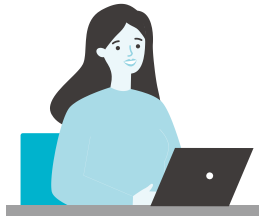
- (1) インターネット・SNS^{※1}等による人権侵害への対応
- (2) 外国人が安心して暮らせる社会づくり
- (3) 感染症・難病患者等の人権擁護の推進
- (4) 刑を終えた人の人権擁護の推進
- (5) 災害被害者の人権の擁護
- (6) 犯罪被害者の人権の擁護
- (7) セクシャルマイノリティ^{※2}の人権の擁護

6 成果指標

成果指標	第3次計画 策定時	第4次計画 策定時	目標値
人権が守られていると思う市民の割合	42.7%	46.9%	50.0%以上
人権を侵害されたと思ったことのある市民の割合	25.4%	21.1%	20.0%以下
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	21.0%	13.9%	25.0%以上
相談機関・窓口を知っている市民の割合	—	26.5%	35.0%以上
かいなん人権フェスティバル参加者数	300人	50人	400人以上
地区人権ふれあい集会参加者数	3,485人	831人	3,500人以上

※1 SNS：[Social Networking Service] の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

※2 セクシャルマイノリティ：同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。LGBTとは性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。



困ったときの相談窓口一覧



人権問題について、情報がほしいとき、
困ったとき、悩んだときは
ひとりで解決しようとせず、関係機関にお気軽にご相談ください。
(電話相談は、時間が決まっていたり、予約が必要な場合があります)

分野・名称	場所	相談日・時間	電話番号
人権 男女共同参画に関する相談	海南市役所 市民交流課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8439
市民相談員による 市民相談	海南市役所 市民交流課	月～金（祝日を除く） 9時～16時30分	073-483-8455
児童虐待 配偶者暴力 (DV) に関する相談	海南市役所 子育て推進課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8430
高齢者相談	海南市地域包括 支援センター (海南市役所高齢介護課内)	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8762
障害者相談	海南市役所 社会福祉課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8602
人権ホットライン	公益財団法人和歌山県 人権啓発センター	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	073-421-7830
男女共同参画 相談員による “りいぶる” 相談室	和歌山県男女共同参画 センター“りいぶる”	火～土（月 祝日を除く） 9時00分～20時00分 日曜日 9時00分～16時30分	073-435-5246
人権擁護委員による 人権相談 みんなの人権110番	和歌山地方法務局 人権擁護課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0570-003-110
性暴力被害に 関する相談	性暴力救援センター和歌山 わかやま mine (マイン)	電話相談24時間365日 (但し、22時～翌朝9時 と年末年始はコールセ ンターでの対応)	073-444-0099

第4次 海南市人権施策推進行動計画【概要版】

発行年月：令和4年3月

発行：海南市 総務部 市民交流課

〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

TEL：073-483-8439 FAX：073-482-0099

Eメール：siminkoryu@city.kainan.lg.jp